

犯罪被害者等支援

みんなで犯罪被害者等を支えるために

安心で安全な社会の実現は県民全ての願いです。
しかし、誰もがある日突然、犯罪被害者等になって
しまう可能性があります。このことから、私たち
一人一人が犯罪被害者等が置かれている現状を理解
し、社会全体で支えることが必要なのです。



群馬県



公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

教えて 被害者支援のこと



インタビュー

● きく人

B さん

被害者支援センターすてっぷぐんま職員。
入所1年目。

● こたえる人

関 夕三郎 さん

弁護士。

被害者支援センターすてっぷぐんま 副理事長。

・・・ 刑事手続とは ・・・

事件や事故の犯人をみつけ、裁判で刑罰を決めるまでの一連の手続のこと。

● 刑事手続の中で被害者等ができること

—— 被害者支援に携わり始めて1年目で、毎日緊張の連続です。先日、傷害致死事件でご家族の命を奪われたご遺族が「家族として、できる限りのことをしたいので、いずれ始まる犯人の裁判で自分たちができることを知りたい。」とおっしゃっていたのを聞き、改めて、刑事手続の中で被害にあわれた方ができることについて、自身の知識を深めておきたいと思いました。

被害にあわれた方や、そのご家族、ご遺族（以下、被害者等と表記）には、事件に対するさまざまな思いがあり、それに応え、ニーズに沿った支援をするには、支援者が、制度についての正確な知識を持っている必要がありますよね。

それでは、今日は、事件の犯人が捕まり、刑罰を決める裁判が開かれ（公判）、有罪判決が確定し、刑が執行された場合を例にとって、これらの刑事手続の中で被害者等が利用できる制度の主なものと、最近改正のあった制度について、時系列でお話したいと思います。

・ 事件発生～起訴まで

—— 警察の捜査が始まった段階から、今はいろいろ教えてもらえますよね。

そう、平成8年に被害者連絡制度ができてから、殺人や重大な身体犯、性犯罪、重大な交通事故については、被害者等が希望すれば、捜査状況や検挙した被疑者名、そして、事件は全て検察官に送致されるんだけど、送致された検察庁がどこか、検察庁による処分結果、裁判が行われる裁判所などの情報を都道府県警察が面接や電話等で連絡してくれます。

また、検察庁に送致されてからは、全ての事件の被害者等に対し、希望があれば、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の刑務所における処遇状況や出所時期などの情報を、検察庁が書面で通知してくれます。こちらは被害者等通知制度と呼ばれるものですね。

・ 公判

—— 裁判段階では、やはり被害者参加制度が重要でしょうか。

そうですね。立法の経過を振り返ると、犯罪被害者等基本法制定の翌年（平成17年）に策定された第一次基本計画の中に

『刑事司法は犯罪被害者のためにもある』といえよう」という、刑事裁判の根底を覆すような文言が明記されました。

被害者参加制度が創設されたのは、その3年後でした。被害者参加制度を利用する被害者等は、法廷のバーの中に入り、検察官の近くに座って裁判に参加できるようになったわけです。それまでは証人と呼ばれる場合を除いて傍聴席で裁判を見守るしかなかった被害者にとって、全ての事件ではないとはいえ、公判に参加できるようになったのは大きな変革でした。

被害者参加人は、検察官の訴訟活動に意見を述べたり、一定の場合に証人や被告人に対する質問ができるほか、事実や法律の適用について意見を述べることができます。

なお、被害者参加するには弁護士を依頼することができますし、経済的に余裕がない場合は、国の費用（国選）で弁護士を依頼することもできます。

また、被害者参加をしなくても、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べるができる心情等の意見陳述という制度もあります。

—— それから、損害賠償命令制度も被害者が利用できる重要な制度だと思います。

損害賠償命令制度ができるまでは、犯人に損害賠償請求するためには刑事裁判とは別に民事裁判を起こす必要がありました。かなりの手間や費用がかかりました。この点、損害賠償命令制度は、刑事裁判に引き続いて、刑事裁判の成果を利用して審理されるため、簡易迅速に手続を進めることができます。

それに、申立手数料も民事裁判に比べるととても安い。全ての犯罪で使えるわけではありませんが、この制度は被害者等の経済的な被害回復にとって重要な制度ですね。

ただし、これは全ての民事的な請求に言えるんだけど、犯人に財産がないと、結局、賠償を受けることはできない。

参考までに、諸外国では、犯人に対する損害賠償請求権を国が買い取って被害者に支払い、犯人に請求するという制度を設けている国もあります。私たちの誰もが犯罪や事故の被害にあう可能性があることを考えると、被害者等が被った損害は国民全体で支え合うこと、換言すれば、国が負担する方向を目指すべきだと思いますね。

・ 判決確定後

—— 判決が決まって、刑が執行される場合、犯人が刑務所でどのように過ごしているのか、いつ出てくるのか等は被害者等

通知制度で知ることができるのですよね。その他に刑の執行関連で利用できる制度はありますか？

犯人の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断する地方更生保護委員会の審理で、意見や心情を述べることができます。この審理の開始も被害者等通知制度で知ることができます。

—— 判決確定後も、その時々さまざまな思いを犯人に伝えたいと思う方もいらっしゃると思います。それに応える心情等伝達制度に関する法律がこのほど改正されましたね。

よくご存じですね。心情等伝達制度というのは、被害者等が裁判で有罪となった後の犯人に対して被害者としての心情等を伝えたいときに、国の機関が間に入って伝達してくれる制度です。これまで、その対象は「保護観察中の犯人」のみでしたが、令和4年の法改正により「刑務所で服役中の犯人」と「少年院に入院中の少年」にも対象が拡大され、令和5年12月から運用が始まっています。

実は、被害者支援センターすてっぷぐんまでは、あるご遺族が同制度を利用されるのを支援した経験から、勉強会を立ち上げ、その成果として令和元年11月に「心情等伝達制度に関する要望書」を取りまとめ、法務省や関係各所に配布しました。今回の法改正は、その中で掲げた要望の1つでもありました。

—— 私たちが普段接している被害者の方々の中にも、長く続く辛さや苦しさを犯人に伝えたいとおっしゃる方がいます。今回の法改正で、より多くの方がそうした思いを実現できますね。

たしかに、この制度を利用できる人はこれまでと比べて格段に増えますが、被害によって心に大きな傷を負っている方から心情を聴き取るのは非常にデリケートな作業であり、二次被害を受ける可能性もあります。また、犯人が思うような反応をしなかったことで傷つくこともあるかもしれません。この制度が真に被害者のための制度として機能していくためには、これまで以上に慎重な運用が求められると思います。

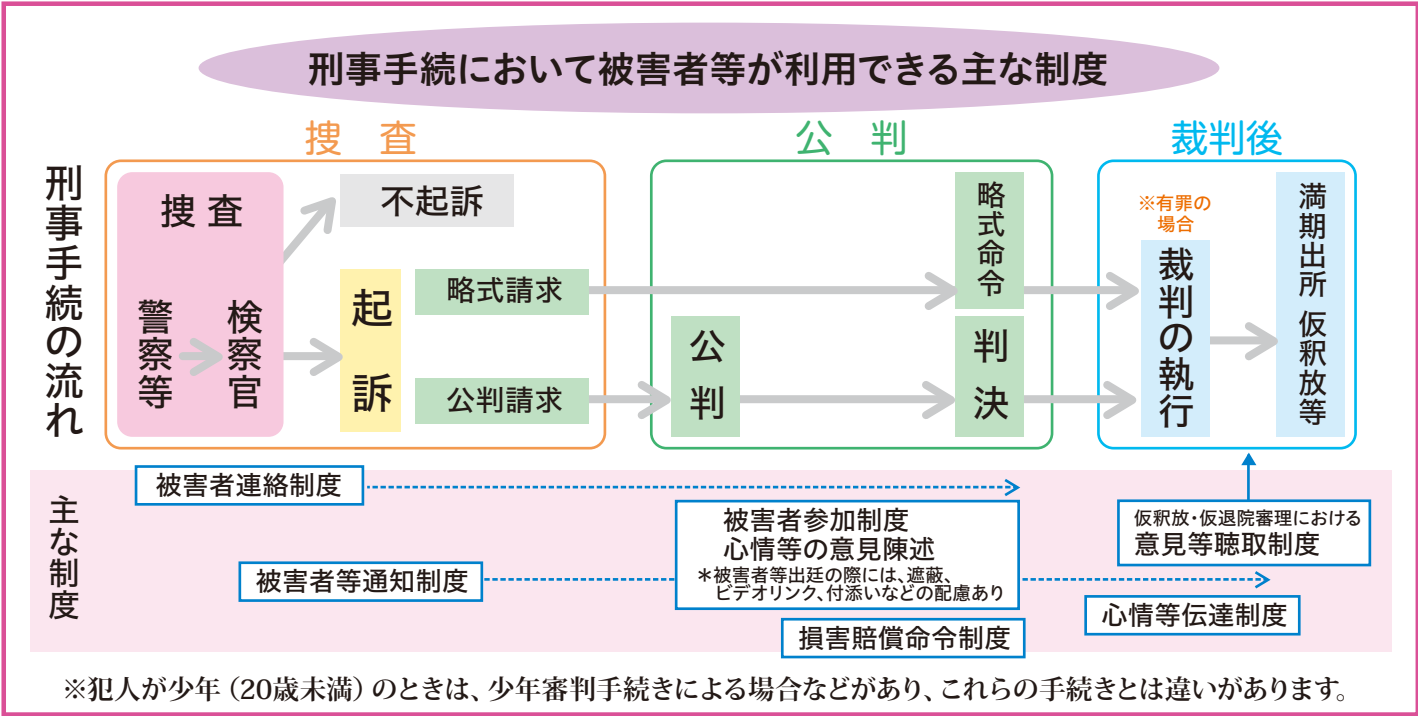
今回お話しした制度を含む全ての被害者支援関連の制度について、より利用しやすく、また、実効性のあるものにしていくために、被害者の方々を支える支援センターとして意見や要望を発信し続けていく必要があると考えています。

被害者支援の歴史と主な事件

1974年	三菱重工ビル爆破事件
1980年	「犯罪被害者等給付金支給法」制定
1992年	東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」開設
1998年	全国被害者支援ネットワーク設立
1999年	性暴力問題群馬ネットワーク設立 (被害者支援センターすてっぷぐんまの前身)
2000年	犯罪被害者保護法等施行 (記録閲覧・謄写、和解記録一強制執行)
2001年	改正少年法施行(記録の閲覧・謄写、意見陳述)
2004年	犯罪被害者等基本法制定(2005年4月施行)
2005年	第一次「犯罪被害者等基本計画」策定
2007年	第一次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
2008年	「犯罪被害者等給付金支給法」改正
同年	被害者参加制度 施行
同年	被害者支援センターすてっぷぐんま ※犯罪被害者等早期援助団体に指定
2011年	第二次「犯罪被害者等基本計画」策定
2012年	第二次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
同年	被害者支援センターすてっぷぐんま 公益社団法人に認定
2015年	群馬県性暴力被害者サポートセンター (Saveぐんま) 開設
2016年	第三次「犯罪被害者等基本計画」策定
2017年	第三次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
2020年	大泉町犯罪被害者等支援条例施行
2021年	群馬県犯罪被害者等支援条例施行
同年	第四次「犯罪被害者等基本計画」策定
2022年	第四次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
同年	前橋市、安中市 犯罪被害者等支援条例施行
2023年 (11月末)	(4月) 高崎市、渋川市、藤岡市、上野村、神流町、 千代田町(6月) 長野原町、嬬恋村、高山村、東吾妻町、 草津町、板倉町、中之条町(10月) 沼田市、片品村、 川場村、昭和村、みなかみ町 犯罪被害者等支援条例 施行

※犯罪被害者等早期援助団体とは…

犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると思われる営利を目的としない団体であって、都道府県公安委員会から指定を受けた団体



犯罪被害とは

事件や事故で、けがを負ったり命を落としたりすること。

また、被害にあったご本人や、そのご家族ご遺族の平穏な日常が一瞬にして奪われること。（これを**一次被害**という）

被害直後から被害者が直面する さまざまな問題

心理的苦痛

事件が自分に起きたと受け入れられない。気持ちや感覚が自分から切り離されたような感じになる。被害の記憶が鮮明によみがえってしまう。PTSDやトラウマ症状で日常生活が困難になる。

身体的苦痛

眠れない、頭痛やめまいがする、食欲がない、体がだるい、疲れやすい、おなかが痛いなどの不調が出る。長い間、治療が必要になったり、後遺症に苦しむこともある。

抱える問題は
多岐にわたる

経済的苦痛

被害が原因で働き手を失ったり、ショックで仕事ができなくなり、収入が途絶え生活に困る。その他、治療のための医療費や介護が必要になる場合の費用など経済的負担がかかることもある。

社会的苦痛

事件により必要になった手続きの窓口で配慮のない対応をされて傷つく。周囲の人の理解が足りず、心ない言葉で傷つく。偏った、あるいは間違った報道で傷つく。

これを「二次被害」というのよ。
周りの人の理解があれば、減らせるよ！

トラウマとは…

事件や事故、災害など、心理的・精神的に何らかの大きな打撃を受けてできる、こころの傷。さらに、その後、その影響が心(身体にも)長く残るような経験。

PTSD (心的外傷後ストレス障害) とは…

トラウマ体験後、突然、怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が一月以上続く。

考えてほしい

……もし、あなたの大切な人が被害にあったとしたら？……

被害にあったショックで何もできない…

周りの人たちのサポートが大きな力に！

あなたの温かさ 優しさで
寄り添おう

- ・ そばに寄り添い、話にしっかり耳を傾ける。
- ・ 怒りや悲しみの感情を否定せず受け止める。
- ・ 買い物や炊事、洗濯など、困っていることのお手伝いをする。
- ・ 仕事のミスなどをさりげなくフォローする。
- ・ 体調不良が長引く場合は、病院や相談機関を勧める。 など

あなたにも
できることがあるよ。

何が必要かを考えながら
見守ろう。

なるべく早く**被害者支援センター**と
つながることも大切！

早期に適切な支援やサポート体制が整うと、
被害からの回復が早くなります

心ない言葉だけが人を傷付けるわけではないと知りました
加害者に息子の命を奪われた私達に向けられたその言葉は
その人からのその人なりのやさしさといたわり
当時の私達はその言葉を受け入れる事ができなかった

「がんばって！」私もそうやってはげましていた
沢山の励ましの言葉を貰っていたはず、けれど、思い出せない

「ソノキモチワカルヨ」
「ソナナコトハヤクワスレテシマイナヨ」
「ジカンガカイケツシテクレル」
「タイヘンダッタネ、ガンバッテ！」
聞こうとしていなかった、聞きたくなかったのかもしれない

笑ってはいけない、メソメソしてもいけない
ツライけれどそんな顔をしてはいけない
息子が亡くなった悲しみと加害者に対する怒りばかりの日々は
喜びと楽しさ、笑顔を心の奥に押し込めていた

事件の事、息子の事を話すと心臓の鼓動は早くなり
手は震え、足はガクガクと今にも崩れ落ちそうになり
声も震え、涙をこらえるのに必死
ここで泣いてはいけない！と深呼吸をして
心の中で「よし！がんばれ自分！」と奮い立たせ

聞かないで…話すのがいや…視線がいや…これが本心…

A.Hさんの息子さん（当時21歳）は、ささいなことが原因で始まった
知人の男からの執拗で残忍な暴行により命を奪われました。

励ましのつもりが二次被害になることも…

周りの人たちの理解が必要

こんな言葉を言っていないませんか？

- ・ しっかりね。がんばって。
- ・ 早く忘れた方がいいよ。
- ・ あなたも悪かったんじゃない？
（被害にあった人を責める）
- ・ 意外と元気そうだね。
（必死に元気なふりをしているのかも…）
- ・ 事件のこと教えて！
（興味本位で話を聞き出そうとする）
- ・ 運が悪かったね。
- ・ いつまでも泣いていると亡くなった人が浮かばれないよ。 など

また、知り合いや報道関係者へ無責任な
うわさ話をするのはやめましょう。

言っ
ては
ダメ！



こんな言葉をかけてみて

- ・ 何か手伝えることはない？
- ・ 買い物、代わりに行けるよ。
- ・ ごはん食べられてる？
- ・ 眠れてる？
- ・ 泣いたっていいんだよ。
- ・ 一人じゃないよ。そばにいるよ。
- ・ いつでも話、聴くからね。 など

※ ただし、無理に何か言う必要はない。
いつも通りに接する。

捜査や裁判手続きのために、仕事や学校を休ま
なくてはならない場合もあります。職場や学校
の理解も必要です。

